

教育

提案・意見

18歳成人への対応をお願いします。

この度、2022年4月から、18歳を民法上の成年とする法律の改正が成立しました。

現在在学中の中学3年生から、これは対象になります。

そこをお願いします。

この制度変更により、一番影響が出るであろうことは、契約について、保護者の同意なしに結べることです。

なので、契約について、今後できる全ての教育をお願いします。

不利な契約を締結した時の、公的な相談窓口の案内。

契約事項の中で、影響が大きいと思われるのは、クレジットカードやショッピングローンの契約です。

クレジットカードやローンについての知識を、専門家から直接学ぶ機会を設けてください。

今度から、男女ともに18歳以上で婚姻ができるようになりました。

なので、中学の間でできる、性教育をお願いします。

これは、性交渉における避妊だけではなく、妊娠・出産にかかる費用の視点・妊娠時に相談できる全ての窓口。

不妊治療の現実を、教えてあげてください。

そのために、保健所・医療機関・大学等の教育機関との協力・連携の強化を、お願いします。

伊勢市に住む中学生が、安心して18歳を迎えられるようにして欲しいと思います。

回答

貴重なご意見をありがとうございます。

契約についての教育ですが、学習指導要領の中で、公民と家庭科で学習するよう定められております。

公民では、社会生活で人々がきまりを作ったり取り決めを行ったりしている活動を改めて「契約」という概念でとらえ直し、それを守ることによってそれぞれの権利や利益が保障されること、また、互いが納得して受け入れられたものである限りその結果について責任が伴うことを理解できるようにするとなっております。

また、家庭科では、消費者の基本的な権利と責任について理解すること、販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができることとなっております。その中で、消費生活の問題については、消費生活センターなどの各種相談機関やクーリング・オフ制度を取り上げます。また、ご心配いただいているクレジットカードやローンにつきましても、購入時の支払いとして二者間の契約を中心に取り上げ、即時払い、前払い、後払いのそれぞれの特徴について学びます。

18歳以上で婚姻ができるようになったことに関しましては、これまで同様、学習指導要領に示されている範囲で「命の教育」を行っていきたいと考えます。

専門家から学ぶ機会や関係機関との連携等、につきましては、「消費者教育」「命の教育」に限らず、様々な分野において、キャリア教育とも関連させ、専門に関わっている方から直接話を聞く機会としての出前講座等を行っています。

新たな制度により、子どもたちが将来困ることのないように、義務教育段階で行うことができることをしっかりと取り組んでまいります。

今後とも、伊勢市の子どもたちの成長をあたたく見守っていただきませう、よろしくお願い致します。

担当課

学校教育課（2018年6月回答）〔6/18～22〕